

公益財団法人日本サッカー協会公認指導者資格・指導者養成講習会に関する 諸手続き、及び諸注意事項等について

目次

公益財団法人日本サッカー協会公認指導者資格・指導者養成講習会に関する 諸手続き、及び諸注意事項等について	1
1. 公益財団法人日本サッカー協会 公認指導者養成講習会受講後のお手続きについて.....	2
(1) JFA 指導者年間登録料のお支払い手続きについて.....	2
1) 新規に取得される方	2
2) 昇級の方	2
2. 指導者資格の有効期間等について	3
3. 翌年度以降の登録料のお支払いについて.....	4
(1) 登録料のお支払いについて	4
(2) 登録料のお支払方法について.....	4
4. リフレッシュポイントの獲得について (S 級 ~ C 級の方が対象)	5
(1) リフレッシュポイントの獲得期限・必要ポイント数.....	5
(2) リフレッシュポイントの獲得方法.....	5
5. 指導者資格の失効と復活等について.....	6
(1) 資格復活対象者 (失効の種類)	6
(2) 資格復活条件.....	6
(3) JFA が指定する所定お手続きについて.....	6
(4) 資格復活後の有効期間、及び必要獲得リフレッシュポイントについて	7
(5) 完全失効について.....	7
(6) 資格の再認定について	7
6. 登録情報の変更について.....	7
7. お問い合わせ先	8

2018 年 4 月 2 日更新

公益社団法人千葉県サッカー協会

1. 公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という。）公認指導者養成講習会受講後のお手続きについて

(1) JFA 指導者年間登録料（以下「登録料」という。）のお支払い手続きについて

1) 新規に取得される方

講習会終了後 10 営業日以内を目安に、「[KICKOFF](#)」ご登録メールアドレス、及び「[KICKOFF](#)」ログイン後の「Message あなたへのメッセージ」エリアに、「指導者養成講習会修了通知」が送信されます。確認後、「[KICKOFF](#)」にログインの上、登録料をお支払いください。

- ※ 登録料をお支払い頂かない限り、資格は有効になりません。
- ※ 登録料のお支払いは、各講習会で配布する資料に記載されている期日までにお支払いください。
- ※ キッズリーダー任意登録を希望されない場合、特にお手続き（登録料のお支払い）の必要はございません。任意登録をご希望の方のみ、登録料をお支払いください。
- ※ キッズリーダー任意登録を希望されない場合、毎年の登録料のお支払いは不要となります。また、資格有効期間も特に定めがありません。
- ※ S 級～D 級の指導者資格を保有されている方がキッズリーダー養成講習会を受講した場合、修了通知が送信された後、付加資格として登録されます。ただし、既にキッズリーダー資格がご登録されている方は、再登録はございません。また、登録料のお支払いは必要ございません。
- ※ キッズリーダー任意登録を希望されない場合、後述の指導者電子登録証のご利用はできません。資格の提示等を求められた場合は、講習会修了後に授与する修了証を資格保有の証明としてご使用ください。

2) 昇級（JFA 公認 D 級コーチ保有者、またはキッズリーダー任意登録者）の方

講習会終了後 10 営業日以内を目安に、「[KICKOFF](#)」ご登録メールアドレス、及び「[KICKOFF](#)」ログイン後の「Message あなたへのメッセージ」エリアに、「昇級講習会修了通知」が送信されます。資格は下表記載のスケジュールに則り昇級いたします。尚、昇級にあたっての登録料のお支払いは必要ございません。ただし、現在お持ちの資格有効期間により、保有されている資格の登録料、または昇級後の資格の登録料のお支払いが必要となります。

- ※ 現在お持ちの資格有効期間により、資格登録（有効）期間満了日、及び登録料の引落（支払）時期が異なります。詳細は、JFA 登録サービスデスクまでお問合せください。

【参考】JFA 公認指導者資格年間登録料、及びキッズリーダー任意登録について

【JFA 指導者資格年間登録料一覧】

級	S 級	A 級 (ジェネラル/U-15/U-12)	B 級	C 級	D 級	キッズリーダー (任意登録)
登録料/年間	10,000 円		5,000 円			3,000 円

【キッズリーダー任意登録とは？】

キッズリーダーの新規取得者は講習会合格後、任意で「登録料 3,000 円」をお支払頂くことで JFA 公認指導者登録ができます。ご登録により JFA テクニカルニュース（隔月刊）の配布、各テクニカル情報の販売（優先・割引等）のサービスを受けられます。既に指導者資格（S 級～D 級）を保有している方は付加資格となりますので、「登録料」のお支払は必要ございません。

2. 指導者資格の有効期間等について

- ・資格の有効期間、及び登録料のお支払期日等は、各講習会で配布する資料記載の通りとなります。
- ・資格が有効となるのは、資格有効期間開始日からとなります（登録料のお支払いがお済みの場合）。登録料をお支払い頂かない限り、資格は有効となりませんのでご注意ください。
- ・昇級の方の資格有効期間は、下表の資格有効期間開始日から、**現在お持ちの資格登録（有効）期間満了日**に準じます。
- ・キッズリーダー任意登録を希望されない方については、登録料のお支払いは必要ございません。また、資格の有効期間は、講習会合格後（修了証授与後）から有効となり、資格有効期間の定めは特にございませぬ。
- ・資格有効期間内になると「[KICKOFF](#)」ログイン後のマイページから顔写真登録をする事で、「電子登録証」が使用できます。資格の提示等を求められた場合は、「電子登録証」、または「電子登録証の写し（印刷したものも可）」を使用してください。尚、キッズリーダー任意登録を希望されない場合は、「電子登録証」のご利用は頂けません。修了後に授与する修了証を、資格保有の証明としてご使用ください。
- ・JFAの決定により2017年4月よりカード型の指導者登録証は廃止となり、「電子登録証」のみの運用となります。

【各スケジュールについて】

合否確定処理日 (事務局処理日)	JFA 指導者年間登録料 入金確認日	テクニカルニュース 発送予定日	資格有効期間
～2018年04月30日	～2018年04月30日	2018年05月18日	2018年05月01日～2019年04月30日
～2018年06月30日	～2018年06月30日	2018年07月18日	2018年07月01日～2019年06月30日
～2018年08月31日	～2018年08月31日	2018年09月18日	2018年09月01日～2019年08月31日
～2018年10月31日	～2018年10月31日	2018年11月18日	2018年11月01日～2019年10月31日
～2018年12月31日	～2018年12月31日	2019年01月18日	2019年01月01日～2019年12月31日
～2019年02月28日	～2019年02月28日	2019年03月18日	2019年03月01日～2020年02月29日
～2019年04月30日	～2019年04月30日	2019年05月18日	2019年05月01日～2020年04月30日

3. 翌年度以降の登録料のお支払いについて

(1) 登録料のお支払いについて

登録料は毎年、お支払い頂くこととなります（キッズリーダー任意登録を希望されない方は除く）。尚、昇級の方は、現在保有されている資格を取得頂いた受講（合格）年度により、お支払方法が異なりますのでご注意ください（下表参照）。資格の有効期間、及び登録料の支払期日等は、各講習会で配布する資料記載の通りとなります。

対象	保有資格の受講年度	新規・昇級講習会受講年度	支払方法
新規取得者	—	2015年04月01日以降に受講	システム収納代行
資格保有者	2015年04月01日以降に受講	2015年04月01日以降に受講	システム収納代行
資格保有者	2015年03月31日以前に受講	2015年04月01日以降に受講	口座引落

- ※ 昇級の方で、口座引落でお支払い頂いている場合は、口座引落によるお支払いのままとなります。ただし、2015年04月01日以降に、一度でも、引落の確認ができなかった場合はシステム収納代行へ変更となります（下表参照）。
- ※ 口座引落からシステム収納代行へ支払方法を変更したい場合は、JFA登録サービスデスクまでお問合せください。
- ※ システム収納代行から口座引落への変更はできません。
- ※ キッズリーダーについては、任意登録をされた年度が保有資格の受講年度となります。尚、任意登録を希望されない方は、毎年の登録料のお支払いは不要となります。

(2) 登録料のお支払方法について

登録料のお支払方法は、指導者資格の更新希望有無により、次の通りお手続きが異なりますのでご注意ください（下表参照）。

更新を希望する場合

1) 口座引落の方

資格有効期間最終日の約2か月前に、JFAよりはがきによる口座引落通知がまいります。通知内に記載されている期日に登録料の引き落としがされます。

2) システム収納代行の方

資格有効期間最終日の約2か月前から、「[KICKOFF](#)」ご登録メールアドレス、及び「[KICKOFF](#)」ログイン後の「Message あなたへのメッセージ」エリアにJFAから通知がまいります。「[KICKOFF](#)」にログインの上、内容をご確認頂き、画面表示に従い、お支払い手続きをお願いいたします。

3) 口座引落の方で、(2015年04月01日以降)一度でも引落確認ができなかった方

口座引落により引落ができなかった場合、その時点から上記2)システム収納代行によるお支払いへとお支払方法が変更となります。「[KICKOFF](#)」にて「JFA-ID」取得の後、保有資格登録を行い、「[KICKOFF](#)」ログイン後の指導者タブより登録料のお支払いを選択頂き、画面表示に従い、お支払い手続きをお願いいたします。

更新を希望しない場合

1) 口座引落の方

JFAのホームページより「[指導者退会申請専用フォーム](#)」をご利用の上、退会手続きをお願いいたします。尚、申請期日（資格更新期限の前月13日）を過ぎてのご提出は、登録料の口座引落が発生いたします。引落後のご返金は出来かねますのでご注意ください。

2) システム収納代行の方

お手続きは不要となります。有効期間を過ぎた時点で自動的に資格失効となります。

4. リフレッシュポイントの獲得について（S級～C級の方が対象）

(1) リフレッシュポイントの獲得期限・必要ポイント数

C級以上（S級～C級）の指導者については、登録料のお支払いに加え、下表記載の期限内に、JFA 既定のリフレッシュポイント数の獲得が必要となります。リフレッシュポイントは下記（2）の方法により獲得することができます。

リフレッシュポイント獲得期限		リフレッシュポイント獲得期限内
必要リフレッシュポイント	A級～C級の方	40ポイント／4年間
	S級の方	40ポイント／2年間

- ※ 獲得期限は、「[KICKOFF](#)」ログイン後のマイページより、指導者タブをクリックの上、「リフレッシュポイント有効期間」をご確認ください。
- ※ 獲得済みリフレッシュポイントは「[KICKOFF](#)」ログイン後のマイページよりご確認ください。

(2) リフレッシュポイントの獲得方法

リフレッシュポイントは次の方法により獲得ができます。

1) 指導ポイント【上限 20 ポイント】

対象	登録方法
a) JFA 加盟登録チーム 監督・コーチ	所属（指導）チームにて登録責任者が登録
b) JFA ナショナルコーチ c) 公認 47FA インストラクター	JFA・地域 FA・都道府県 FA 管理・登録
d) 千葉県サッカー協会 トレセンコーチ	千葉県サッカー協会 管理・登録

- ※ JFA 加盟登録チーム 監督・コーチの指導ポイントについては、チームの「登録責任者による登録申請」が「都道府県協会承認」された時点（継続申請の場合はご入金等のお手続き等がすべて完了した後）でポイントが付与されます。登録には、「JFA-ID」が必要となります。
- ※ 上記に複数該当（登録）していても、加算されるポイントは上限 20 ポイントとなります。
- ※ チームへの登録作業は、リフレッシュポイント獲得期限の 1 週間前までをお願いいたします。
- ※ 入力されたポイントは、指導の継続にかかわらずリフレッシュポイント獲得期限内は有効となります。
- ※ 指導ポイントについては、獲得期限までの適用となります。失効後、資格復活時の不足ポイントに適用（ポイント付与）することはできません。

2) 研修会・講習会によるリフレッシュポイント獲得

JFA・地域 FA・都道府県 FA が開催する、リフレッシュポイントが付与される研修会・講習会を受講頂くことで獲得できます。

- ※ リフレッシュポイント数は、研修会・講習会により異なりますので、各自でご確認ください。
- ※ 日程は、各 FA ホームページ、テクニカルニュース等に掲載されますので、各自でご確認ください。

3) eラーニング（JFA 管轄）

JFA が開催する集合形式のリフレッシュ研修会（講義）を eラーニング化し、常時インターネット上での受講が可能となっています。詳細は [JFA ホームページ内指導者ページ](#)にてご確認をお願いいたします。

- ※ 1 コース 5 ポイントで、ポイント獲得期限内で獲得できるリフレッシュポイントは最大 10 ポイントまで。

【参考】必要リフレッシュポイント一覧

級	S 級	A 級 (ジェネラル/U-15/U-12)	B 級	C 級	D 級	キッズリーダー (任意登録)
獲得期間	2 年間	4 年間			なし	
必要ポイント	40	40			なし	

※ D 級、及びキッズリーダーについては、リフレッシュポイントの取得は必要ございません。

5. 指導者資格の失効と復活等について

定められた期間内に、翌年分の登録料をお支払い頂けなかった（確認できなかった）場合、またはリフレッシュポイント獲得期限内に必要なリフレッシュポイント数を獲得できなかった場合、あるいはその両方に該当する場合は、指導者資格は失効となります。ただし、下記（1）の資格復活対象者（失効者）は、JFA が定める期限内に、復活条件を満たせば資格を復活することができます。

（1）資格復活対象者（失効の種類）

対象（失効理由）	内容
未納失効者	定められた期間内に、翌年分の登録料をお支払い頂けなかった（確認できなかった）場合、登録料未納の為、資格が更新されず失効した指導者。
未達失効者	リフレッシュポイント獲得期限内に、必要ポイント数に達していない場合、リフレッシュポイント未達の為、資格が更新されず失効した指導者。
未納未達失効者	登録料未納状態、かつリフレッシュポイント未達状態の為、資格が更新されず失効した指導者（上記両方に該当）。

（2）資格復活条件（すべて満たしていること）

- 1) 上記、（1）資格復活対象者であること。
- 2) 資格復活可能期限内、または不足ポイント獲得期限内であること。期限は「[KICKOFF](#)」ログイン後のマイページよりご確認ください。
- 3) JFA が指定する所定のお手続きを済ませていること（失効理由により異なります）。

（3）JFA が指定する所定お手続きについて

資格復活をするための、JFA が指定する諸手続きは下表の通りとなります。

JFA が指定する所定お手続き

1) 未納失効者の場合

資格復活可能期限までに、未納の登録料をお支払い頂くことで、資格が復活いたします。

2) 未達失効者の場合

不足ポイント獲得期限までに、リフレッシュ研修会を受講し、不足リフレッシュポイント数を獲得することで、資格が復活します。未達失効からの復活のために、指導ポイントの付与を利用することは出来ません。

3) 未納未達失効者の場合

最初に、未納の登録料をお支払いください（資格復活可能期限までに）。登録料のお支払後、不足ポイント獲得期限（資格復活可能期限）までにリフレッシュ研修会を受講し、不足リフレッシュポイント数を獲得することで資格が復活します。未達失効時同様、指導ポイントの付与を利用することができません。

(4) 資格復活後の有効期間、及び必要獲得リフレッシュポイント数について

資格復活後の資格有効期間は、資格の復活条件を満たした日付からではなく、本来、資格有効となる日付からになりますのでご注意ください。

未達失効、または未納未達失効の方が資格復活した場合、復活後に必要な獲得リフレッシュポイント数は JFA 既定のポイント数に 10 ポイントを加算した合計ポイントを獲得する必要がある場合がございますのでご注意ください。

(5) 完全失効について

資格の復活が可能な期間は、マイページに表示されている資格復活可能期限内、または不足ポイント獲得期限内となります。期限内に必要な手続きをされないまま期限を過ぎると、資格は「完全失効」となり、新たに資格の取り直しが必要となります。JFA が定める資格の再認定要件を満たさない限り、如何なる理由でも資格の復活は出来ませんのでご注意ください。

(6) 資格の再認定について

やむを得ない理由により、登録が更新されず、資格が取り消された場合であっても、JFA が定める規則に基づき資格の再認定を受けることができます。本件に関する詳細は JFA 登録サービスデスクまでお問合せください。

※ 再認定は、2018 年 4 月 1 日から施行となります。それ以前に失効されている資格については、対象外となりますのでご注意ください。

JFA ホームページ 規約・規定「指導者に関する規則」より抜粋

第 27 条〔ライセンスの再認定〕

やむを得ない理由により、第 25 条第 2 項に該当し、登録が更新されず、ライセンスが取り消された場合であっても、下記に基づきライセンスの再認定を受けることができる。

1. 本協会は、次の条件を全て満たす場合について、ライセンスの再認定を行う。

- (1) 病気や怪我、介護、出産などの理由により、登録を更新することができずライセンスが取り消された場合において、診断書などの当該理由に係る証明書を提示できる場合
- (2) 登録有効期間を過ぎて 4 年以内の者である場合
- (3) 本協会がその者にライセンスを再認定することが特に必要と認める場合
- (4) 本協会の定める研修を受ける場合

2. 本協会は、前項の条件を満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、ライセンスの再認定を認めない。

- (1) 本人の意思に基づいて第 14 条に定める登録抹消手続きがなされた場合
- (2) 第 21 条第 2 項第 5 号により、ライセンス失効となった場合
- (3) 過去にライセンスの再認定を行ったことがある場合

3. 本条第 1 項の条件を満たさない場合又は本条第 2 項に該当する場合であっても、本協会が特に認めた場合には、ライセンスの再認定を認める場合がある

※ 詳細は JFA ホームページ掲載の「[指導者資格失効からの復活ガイド](#)」、及び「[指導者に関する規則](#)」よりご確認の程、お願いいたします。

6. 登録情報の変更について

登録情報（氏名・住所等）の変更は、「[KICKOFF](#)」ログイン後のマイページより、「基本情報の編集」を選択し、基本情報編集画面より、該当箇所の修正変更をお願いいたします。

※ JFA の郵便、その他発送物は普通郵便となります。「[KICKOFF](#)」へご登録されている住所へ発送されますのでご注意ください。

※ 表札・ポストに氏名がない場合、届かない場合がございますのでご注意ください。

7. お問い合わせ先

<講習会内容に関するお問い合わせ>

公益社団法人千葉県サッカー協会 TEL：043-310-4888（平日 09:00～17:30）

<KICKOFF システムの使用方法、指導者システムに関するお問い合わせ>

JFA 登録サービスデスク TEL：050-2018-1990（平日 10:00～20:00、土曜 10:00～17:00）

以上